

反核医師ジャーナル

第88号 発行：核戦争に反対する医師の会・愛知

2023年5月1日

vol.42 No.1

(名古屋市昭和区妙見町19-2)
愛知県保険医会館気付
TEL052-832-1345

核戦争に反対する医師の会・愛知 41周年記念講演会

再び戦争する国にさせないために ー 今、沖縄で起こっていること

講師：三上 智恵氏

(ジャーナリスト、映画監督)



2022年12月、日本政府は安保三文書を改定し、専守防衛をかなぐりすて、敵基地攻撃能力の保有を決めた。戦争のできる国づくりの最前線は沖縄だ。すでにミサイル拠点化が進められ、自衛隊那覇病院の地下化、自衛隊弾薬庫新設などに予算がつけられた。沖縄で暮らす三上氏に、沖縄で今起こっていることをお話いただく。

三上智恵（みかみ・ちえ）ジャーナリスト、映画監督。琉球朝日放送のキャスターを務めながら多数のドキュメンタリーを制作。初監督作『標的の村』でキネマ旬報ベストテン文化映画部門第1位他多数受賞。2014年フリー転身後に『戦場ぬしみ（いくさばぬとうどうみ）』、『標的の島 風（かじ）かたか』、『沖縄スパイ戦史』を劇場公開。「証言 沖縄スパイ戦史」（集英社新書）ではJCJ賞、城山三郎賞、石橋湛山早稲田ジャーナリズム大賞を受ける。

7月15日(土) 15時30分～17時30分

会場：保険医協会伏見会議室 参加費：無料

オンライン参加もできます

講演会の詳細は同封の案内をご覧ください

※ 講演会の後の時間に2023年度総会（17:40～18:10）を行いますのであわせてご参加ください。

参加申込み・問い合わせは「核戦争に反対する医師の会・愛知」
(TEL 052-832-1346 愛知県保険医協会内) までご連絡ください。

第32回核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める
医師・医学者のつどいin兵庫 報告

非核「神戸方式」を世界へ

二〇二二年九月二十四日(土)～二十五日(日)、兵庫県保険医協会会議室で「第三十二回核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどいin兵庫」がオンライン併用で開催され、全体で二百八人が参加した。愛知からは医師・歯科医師・事務局十七人が現地とオンラインから参加した。

ウクライナ危機から見る
「核抑止力論」と
「NPT体制」の問題点
今こそ核兵器禁止条約
を全世界に

会員 石川 達也

「核兵器禁止条約(TPNW)」

の発効が、核兵器産業から投融資を撤退させる大きな力になっていると紹介。

DBOB開始以来、投融資引き上げが三倍になった。個人ができることとして、取引している金融機関に対し「核兵器製造企業へ私のお金を貸さないでほしい」と話す。もし対応しないなら、自分の預金銀行を変更する。彼ら(銀行・金融機関)にとつてもパートナーになつていこうと思っているので、決してあきらめないことが大切である。

松井和夫氏は、日本の金融機関の投融資状況について報告。

スージー・スナイダー氏は、世界の銀行・金融機関に核兵器製造企業への投融資を中止させる「プロジェクトDBOB」や

第32回 反核医師のつどいin兵庫 フログラム 非核「神戸方式」を世界へ

9月24日(土)・25日(日)

●1日目(9月24日)

ウクライナ危機から見る「核抑止力論」と「NPT体制」の問題点 ー今こそ核兵器禁止条約を全世界に

講師：スージー・スナイダー氏 (ICAN「核兵器廃絶国際キャンペーン」)
報告：松井和夫氏 (近畿反核医師懇談会「核兵器に投融資をするな」“DBOB”キャンペーン事務局長)

「核共有」「核武装」「憲法9条改憲」で日本を守ることができるのか 非現実的な「現実主義者」たちの主張

講師：安斎育郎氏 (立命館大学名誉教授)

非核「神戸方式」を全世界に

講師：梶本修史氏 (兵庫県原水爆禁止日本協議会(原水協)事務局長)

●2日目(9月25日)

シンポジウム「東日本大震災～福島第一原発事故とその後」

パネリスト：齋藤 紀氏 (福島医療生協理事長)
小出裕章氏 (元京都大学原子炉実験所助教)
石田 仁氏 (元大熊町副町長)
広川恵一氏 (兵庫県保険医協会顧問)

コーディネーター：郷地秀夫氏 (東神戸診療所所長／核戦争を防止する兵庫県医師の会代表)

まとめの全体会

險会社)へ出した。そのうち九機関が回答し、りそな・第一生命は前向きに取り組んでいると思われた。PAX(オランダの平和団体)レポートで、核兵器製造企業に投融資していると指摘された七金融機関のうち三井住友・三井住友トラスト・オリックス・みずほ・三菱UFJは、

そのレポートを把握していた。しかし、それが事実か否かについては、個別の事例は回答を差し控える、としていた。日本政策投資銀行・三菱総研グループは、公開質問自体に回答していない。今後の課題として、市民の声を届けることが重要である。保団連も共済で金融機関に関わって

いるのでDBOBに関心を持つてほしい。金融機関の担当者に対し「一緒にやりましょう」との姿勢で、直接面談するなり、メールをする。ユーチューブ発信するのも良いだろう。

「核兵器禁止条約」が二〇二一年一月二十二日に発効してから初めてのNPT(核不拡散条

約)再検討会議が二〇二二年八月二十六日に閉幕した。ロシアの反対で最終文書案は採択できなかったものの、圧倒的多数の国が核保有五カ国に核兵器廃絶への具体的行動を迫った。

核兵器のない世界をつくるうえで、「核兵器禁止条約」と「NPT第六条」(締約国による核軍縮誠実交渉義務)は車の両輪である。ロシアのウクライナ侵略により核兵器を持つていれば安全が保障されるという「核抑止論」がより一層無力になった。

岸田文雄首相は、「核兵器禁止条約」や「NPT第六条」に広島・長崎や国連でも一切触れていない。日本政府が「核抑止論」に縛られている状況を変えていくうえで、今回の反核医師のついでで語られたことは、核廃絶へ向けて大きな力になったと考える。

「核共有」「核武装」「憲法九条改憲」で日本を守るか―非現実的な「現実主義者」たちの主張―

世話人 能登 正嗣

安斎育郎氏はもともと原子力

工学の専門家であり、そこから放射線防護学そして平和学と幅広く活躍の場を進めている。その安斎氏は縁のある福島県の楳葉町に建立した平和博物館「ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマ伝言館」より平和へのいくつかの主張を私達にこのたび届けた。

最後に安斎氏は「平和学」を具現するため自らが総理大臣になつたらといくつかの提言を行つた。その一つは核を含むアメリカとの軍事同盟からの離脱、新しい平和安全保障の確立。つづいて日本はその憲法の下、不戦平和主義と非核原則の保持。そして日本という国を平和で他国に貢献し平和立国の地位を世界に示す。そして日本の学問体系に「平和学」をうち立てる。このような講演を掻い摘まんで紹介した。

非核「神戸方式」を全世界に

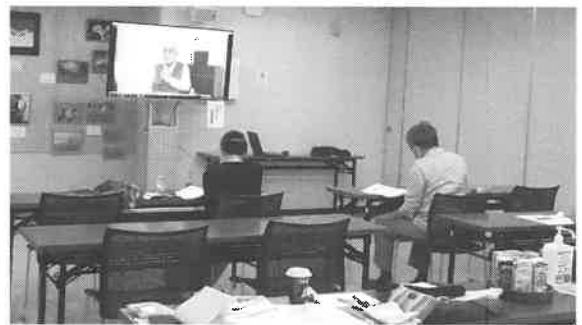
事務局長 坂本 龍雄

つづいて「核武装論」では核兵器によつて戦争を防ぐという「核抑止論」の危険性についてつぎの七項目をあげた。

- ①単なる脅しではないことを示すために、いざという時に使用を前提にしている。
- ②抑止力はいづつ破綻するか分からない。
- ③核兵器は使われたらその被害は無限大。
- ④核兵器の使用は国際法違反。
- ⑤被爆の非人道性を隠し被害の解明に消極的となる。
- ⑥非人道性への感覚がマヒする。
- ⑦核兵器は最高機密で秘密主義となる。

兵庫県原水爆禁止日本協議会(原水協)事務局長の梶本修史さんは非核「神戸方式」に関して、その成り立ち、非核三原則を実効あるものにする大きな力になつていくこと、そして、全国・全世界に広げることの意義について、神戸市の歴史を振り返りながら講演された。

非核「神戸方式」とは、一九七五年三月十八日に神戸市議会が全会一致で採択した「核兵器



保険医協会伏見会議室からオンラインで参加した

積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」に基づき、港湾管理権を有する神戸市が実施する行政措置である。決議の内容は次の通りである。

神戸港は、その入港船舶数及び取扱貨物量からみても、世界の代表的な国際商業貿易港である。利用するものにとつては使いやすい港、働く人にとつては働きやすい港として発展しつつある神戸港は、同時に市民に親しまれる平和な港でなければならぬ。この港に核兵器が持ちこまれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像に難くない。

いものがある。よつて神戸市議会は核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。

運用方式であるが、外国の艦艇の入港にあたり、港湾管理者である市長が在日外国公館に非核証明書を請求し、非核証明書の送付を受けて入港許可通知を発行している。法的効力を有さないにもかかわらず、その効力は絶大で、米国が艦艇の核兵器の存否を明らかにしない政策(NCND)を採っていることから、この四十七年間、米国の艦艇は一隻も神戸港に入港していない。

非核「神戸方式」の誕生には歴史的必然性が存在する。戦前神戸港は全国屈指の軍港であり、川崎・三菱造船所など軍需産業の拠点でもあった。戦後は米軍に全面占領され、一九四七年に完全返還されるまで、米軍基地を撤去し平和な神戸港をめざす神戸市民の闘いが粘り強く取り組まれた。その間、朝鮮戦争・ベトナム戦争においては米軍第七艦隊の重要な補給・補修・休養基地となり、米軍・米兵と神戸市民のトラブルは絶えなかった。当然のことながら、保守・

革新を問わず、神戸港の商業貿易港としての発展を望む声が大きく広がった。

非核「神戸方式」誕生の直接のきっかけは、一九七四年に米議会でなされたラロック元米海軍提督の「日本に寄港する米艦隊は核兵器をおろさない」との発言であり、当時の宮崎辰雄神戸市長は、「私は、港湾管理者の立場として、この問題が正確に解明されない以上、この艦艇の入港に対しては拒否したいと考えている」と応じている(市議会答弁)。

非核「神戸方式」つぶしがますます深刻化している。米国からの度重なる直接的ともいえる干渉はもとより、政府も、日米地位協定により米軍は自由に入港できる、核兵器持ち込みに関する事前協議制がある、外交・防衛は国の専管事項である、地方自治体は国の是正要求に従う義務があるなどとし、露骨に米

国追従を表明している。実際、高知県・呉市・函館市など全国各地での非核港づくりの取り組みがごとごとく政府の圧力で頓挫している。

な息吹を吹き込んだ。この条約は第一条で、「自国の領域内または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを許可すること」を禁止している。そして、この禁止条

原発事故自治体の役割について 大熊町は原発事故とう向き合ってきたのか

会員 橋詰 義幸

シンポジウム「東日本大震災から福島第一原発事故とその後」で特に印象に残ったことは、石田仁元大熊町副町長の話である。十一年経ち彼の地から遠く離れた私たちにとって忘却の彼方についてしまいがちである。特に、

国政を担う政権与党や原子力村の電力関連企業は、原発災害について誰一人責任を取っていない。人類の叡智でも制御できないと知ったにもかかわらず何事もなかったかのように、原発の再稼働や次世代原子炉の検討と言っていることには腹立たしい。

項は締約国において法的拘束力を発揮している。この流れに乗り、核保有国やそれに追隨する国で非核「神戸方式」を実現することは、核兵器禁止条約の広がりを実効性に大きく寄与すると思われる。

冒頭、「大熊町は原発立地町なので原発を誘致したことで加害者というバッシングを受けたこと」「避難の際には国から避難のバスを準備されたことで、

されなかった町と大熊町の町民は同じ被災者でありながら加害者という烙印を押されたこと」「また距離・濃度・時間で分断された事実があったこと」の言葉に、まず国と東電への憤りを覚えた。

国や県が行わないため、役場職員が現在まで継続して行っている町内空間線量測定や厳しい批判の中でも試験栽培で野菜や玄米に含まれるセシウム濃度などのデータも、事故を経験した職員の責任としてデータベースの整備。町民の放射線被ばく課題。帰還困難地区のうち汚染除去の行われていない広大な土地

の広がり。帰還後の防災計画に事故の検証を反映すること。原発事故自治体対応として以上のことを話していた。

今回の原発事故の事実の確定の公開がほとんどないことや何が環境基準であるのか、くるくる変わる基準・指針で被災町民は心配が募る。

甲状腺検査は過剰診断という不利益が乗じているともいわれる一方、六人の子どもたちが甲状腺がんの被害認定の裁判を起こしている。

帰還できない理由の一番は放射線への不安、二番目は医療・介護の不安、三番目は基礎インフラがないことが挙げられているが、十一年前から何一つ解決していない。

被害の実情について役場職員がまとめているが、①初期被曝の不安がすごくあるが、データが無くなったとか、いろんな説が出てくると判断ができなくなる。故に安心できる客観的データが欲しい。②様々な分断と対立、差別、いじめが家族間、地域間、避難者と非避難者、距離・線量・時間の違いによる賠償の差、などが原発立地町と非立地町で起

きている。③十一年経っても帰れない帰還困難地域。④解除後帰還しない人たちは自主避難者扱いとなること、町内に働く場がないこと、社会インフラがない中で帰れないことなど避難指示解除後の対応への不安。⑤東電の賠償をはじめ時間の経過とともに次から次へと新たな問題が出てくる。⑥データの使い方で、断片的に取り出すのみで総合的にどうであるというところがない。同じベースの上で討論を望むがそれはなく、その間被災者は苦しみ続けなければならない。

風評と風化の二つの風が言われるが被災者は風評ではなく実害を受けている。

町では子どもたちの甲状腺がんもしくは疑いが三名出たが、三巡目の調査からはわからず、役場職員として子どもたちや住民を守れたか否かは、わからず、自治体としては必死になって行ったができなかったことを認めざるを得ないと語られ、私は、ここに、二〇一一年三月十一日直後からの、大熊町役場職員の奮闘に自治体職員としての本分と矜持、そして苦悩を見た。

核廃絶こそが最大の安全保障

核兵器禁止条約が希望の光

核戦争の脅威が、かつてなく大きくなっている。核抑止力論の下での核拡散は、私たちの安全を守ってはくれない、世界全体を核破局の瀬戸際に立たせる重大な危険に陥れた。

ロシアのプーチン大統領は、隣国のベラルーシに戦術核兵器を配備することを決めた。その数日前にプーチン大統領は中国と「自国領外に核を配備せず」と共同声明を発表したばかりだった。各国から、核配備は核不拡散条約（NPT）に違反し、核戦争の危険をいっそう高めると非難が相次いだ。

国内でもウクライナ戦争に乗じて大軍拡と戦争する国づくりが進められている。二〇二二年十二月に安保三文書が改定され、敵基地攻撃能力の保有など軍備増強が明記された。これまでの安保政策を大きく転換し、五年間で四十三兆円もの軍事費を投入するなど、日本政府は大軍拡を進めている。

ウクライナの戦争で核抑止力論の破綻は明白にも関わらず、日本政府はロシア、北朝鮮、中国の脅威論を垂れ流し、アメリカの「核の傘」、日本の軍事力を正当化している。

核兵器禁止条約は希望の光

核兵器禁止条約の締約国は二〇二三年四月八日現在、六十八カ国だ。署名国は国連加盟国の過半数に迫る九十二カ国となっている。二〇二三年十一月末には、第二回核兵器禁止条約締約国会議がニューヨークで開催される。

二〇二二年十二月の国連総会では核兵器禁止条約の参加を求める決議が、五年連続で国連加盟国の六割を超える賛成で採択された。国際政治の流れは核兵器廃絶へと大きく前進している。米国の核の傘に入るオーストラリアでは、超党派議員グループが政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めた。また、ア

メリカの民主党議員が核兵器禁止条約を支持する法案を提出するなど、核大国や核の傘の下で国々でも核兵器禁止条約を支持する動きがある。さらに、アメリカでは五十五カ国中三十三カ国が核兵器禁止条約に署名しているが、アフリカの全ての国で核兵器禁止条約の署名・批准をめざそうと推進会合が開催された。

中南米カリブ海諸国共同体は首脳会議で「核軍縮に関する特別宣言」を採択した。宣言は核兵器使用に反対し、そのための唯一の保証が核兵器禁止であることを強調している。核兵器禁止条約は、ますます重要視されている。

核兵器がひとたび使われれば、いかなる国も国際機関も充分な対応能力を持っていないことは国際社会の共通認識になっている。また、核兵器の破壊力と共に後障害の深刻さについて、日本の被爆者は「核兵器と人類は共存できない」と訴え続けてきた。核兵器は、人類の生存を脅かす兵器であり、その廃絶こそが最大の安全保障である。

核兵器禁止求める声、日本でも

国民の世論調査でも、七〇％が政府の核兵器禁止条約批准、八五％が締約国会議にオブザーバー参加することに賛成している。

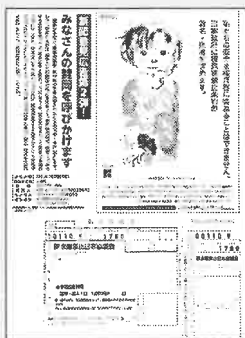
また、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の見解書が六百五十一に達し、全一千七百八十八議会の三六％を超えた（原水爆禁止日本協議会調べ）。岩手、長野、三重、沖縄の四県議会が可決し、鳥取県議会が陳情を趣旨採択した。岩手県は県議会と全市町村議会で可決している。愛知では、犬山市、岩倉市、阿久比町、大口町、設楽町、飛鳥村が意見書を採択している。

日本政府に核兵器禁止条約の批准・署名を求めて、頑張る若者の姿もまた希望の光だ。ドキュメンタリー映画「声をあげる高校生たち」核兵器禁止条約に署名・批准を」が完成した。核兵器禁止条約が発効した二〇二一年、条約に背を向ける政府の姿勢を変えようと、アピールウォークや署名活動をする高校生の姿を描いている。

戦争被爆国・日本こそ批准を

日本政府がやるべきことは、大軍拡をすすめる、戦争国家への道をつき進むことではない。戦争被爆国・日本こそが、世界の先頭に立ち、核廃絶を訴えるべきだ。そのために、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を迫ることは重要だ。戦争被爆国・日本が条約に批准することは世界的にも大きな意味を持つ。二〇二三年五月十九日（二十一日には被爆地・広島でG7サミットが開催される。サミット六カ国中三カ国が核保有国であり、今回のサミットを絶好の機会に、日本政府が首脳たちに被爆の実相を伝えることを強く求めたい。

2023年7月7日
(2021年7月7日)
に条約採択の全
国紙に「日本政府
に核兵器禁止条約
の署名・批准を求
める」意見広告を
出すためにご協力
をお願いいたします。
(チラシ参照)



被爆者支援ネット主催で2つの企画

被ばくをめぐる
救済のあり方を問う

「黒い雨」訴訟学習会

二〇二二年十月十五日
(土)、保険医協会伏見会議室
で被爆者行脚・黒い雨訴訟の
学習会が行われ、会場とオン
ライン合わせて五十人が参加
した。

先に被爆者行脚をすすめる
ための学習会が原水爆被災者
の会(愛友会)副理事長の大
村義則氏を講師に行われた。
(被爆者行脚については下記
記事参照)

その後、黒い雨訴訟学習会
が毎日新聞記者の小山美砂氏
(現在はフリージャーナリス
ト)を講師に行われた。小山
氏は二〇一七年に毎日新聞社
に入社し、広島支局を希望し、



小山美砂氏
(フリージャーナリスト)



小山美砂氏著書
「黒い雨」訴訟

「黒い雨」訴訟
なぜ、被爆者たちは
切り捨てられたのか
集英社新書

まず、「黒い雨」とは、雨粒
だけではなく、灰やチリなど原
爆によってできた放射性降下物
の総称。「黒い雨訴訟」とは、
原爆投下後、黒い雨が降った

地域にいたのだから、放射線被
害を受けている、だから被爆者
と認めてほしいというものだ。
二〇一五年、広島県内の六十四
人が「被爆者認定」を求めて提
訴し、二〇二〇年七月の地裁、
二〇二一年七月の広島高裁で、
被爆者認定は「放射線の影響が
実際にあったことやその程度ま
でを問うものでない」と判断し、
原告勝利の判決を下した。二〇
二二年四月からは黒い雨被爆者
の救済制度が始まり、広島県内
で千五百人超が認定された。し
かし、特定の病気の発症を条件
にしているなど課題は残された
ままだ。被爆者援護法の本来の
考え方からすれば、「疑わしきは
切り捨て」ではなく「疑わしき
は救済」すべきである。

黒い雨の問題は現在にも通ず
る重要な問題であり、福島第一
原発事故との類似性を感じる。
この二つは同じ論理で切り捨て
られている被害だ。黒
い雨訴訟から受け取っ
たのは、被爆者を救済
するのは、未解明な部
分の多い放射線という
被害を直視し、捉え直
すことだと話した。

被爆者行脚まとめ報告会
自治体の援護施策と
平和行政の充実を
進める力に

三月十八日(土)の午後、北
生涯学習センター(名古屋市中北
区)で「被爆者行脚のまとめ報
告会」を開催。参加は十六人。

被爆者行脚とは、被爆者援護
法制定を求め、市町村の首長と
議長を歴訪し、自治体独自の援
護施策を講じるよう要請する取
り組みとして一九六七年に全国
ではじまった。その後、現在に
至るまで毎年継続して行脚に取
り組んでいるのは愛知県原水爆
被災者の会(愛友会)のみとなっ



自治体の独自施策の進捗状況を確認

ている。

訪問した自治体でまず愛友会
から挨拶し、毎年被爆者が被爆
体験を話すことを重視している。
今年のはのべ三百人の自治体関係
者に被爆証言を直接聞いてもら
う機会となった。また今回は被
爆証言集「原爆忘れまじ 復刻版」
を全自治体に贈呈し、公立図書
館を中心に配置を依頼。どの自
治体も好意的な対応であり、な
かには平和のコーナーを常設し、
その中央に展示する嬉しい反応
もあった。

報告会では自治体から集約し
たアンケート結果を元に、援護
施策や平和教育実施の有無を確
認し合い、被爆者の要望や今後
の要請内容について話し合った。

二〇二二年十二月、安保三文
書が閣議決定された。その中に
は「国自身の防衛体制の強化」
が掲げられ、「政府と地方公共団
体、民間団体等との協力を推進」
との内容も盛り込まれている。

安保法制・安保三文書のもとで
戦争する国づくりを阻止する被
爆者行脚の今日的意義も確認し
合い、二〇二三年度も行脚の成
功に、被爆者と支援者とが共に
頑張ろうと会を締めくくった。



被爆者(前4人)、支援者らで記念写真

被爆者、支援者との 相互交流で元気に 被爆者を励ますついで

反核医師の会・愛知も参加する「あいち被爆者支援ネット」は、二〇二二年十二月十七日(土)に保険医協会伏見会議室で「被爆者を励ますついで」を開催した。被爆者四人、被爆二世二人、支援者二十七人の合計三十三人が参加した。反核医師の会・愛知からは、中川武夫代表と、坂本

龍雄事務局長、早川純午会員、事務局二人が参加した。

はじめに、「正しく知って正しく恐れる コロナとの共存を模索する」と題して坂本龍雄反核医師の会事務局長が健康講話を行った。坂本氏は、新型コロナウィルスの構造について分かりやすく説明し、感染予防対策や、ワクチンの役割についても丁寧に説明した。

その後、三つのグループに分かれ、交流を行った。被爆者からは被爆体験や原発孤児になり、苦勞した経験などが語られた。被爆体験を必死の思いで涙ながらに話す姿も見られた。また、支援者からは被爆者運動に参加することになったきっかけや運動への思いなどが話され、相互交流を深めた。

その後、文化企画として、つづれそう一座の「あほろくのかわだいこ」の紙芝居が上演された。熱のこもった演技に全員が見入った。

最後にこの冬を暖かく元気に乗り切っていたらこうと、被爆者らに手編みの膝掛けなどが贈られ、会を終了した。

避難生活の健康不安 に応えて

福島原発事故被災者検診・交流会

福島原発事故によって愛知県内に避難している被災者は、愛知県への登録分で八百人近くいるが、甲状腺エコー検診・相談会を二〇二三年十月三十日(日)に東別院(名古屋市中区)で開催した。愛知県が設置した被災者支援センターが主催したもので、被災者二十人と支援者三十人が甲状腺エコー検診と交流会に参加した。早川純午反核医師の会会員が協力した。

甲状腺エコー検診には、初参



被災者の甲状腺エコー検診を行う早川氏(写真左)

岸田政権の新・原発推進政策の撤回 求める署名にご協力をお願いします！

岸田政権は、2022年12月、原発再稼働の新增設や老朽原発の運転期間の延長などを盛り込んだ基本方針を決定しました。原発は事故やトラブルが頻発する不安定な電源で、ひとたび事故やトラブルが生じれば、住民の健康と生活に取り返しのつかない影響を与えることは、東日本大震災での福島第一原発事故から、痛切に学んだ教訓で、「原発回帰」は許されるものではありません。いのちと健康を守る医師・歯科医師として声をあげるべく、署名にご協力をお願いいたします。

- 取組期間：2024年1月まで
- 同封の返信用封筒で返送をお願いします。
- さらに署名にご協力いただける方は、核戦争に反対する医師の会・愛知(電話：052-832-1346、FAX：052-834-3584)までご連絡いただきましたら、署名を無料でお送りさせていただきます。



加五人を含む二十一人が参加。検診結果では、「A一(嚢胞や結節を認めない)」十一人、「A二(5mm以下の結節、20mm以下の嚢胞)」判定が五人、「B(5・1mm以上の結節、20・1mm以上の嚢胞)」判定が五人だった。B判定の二人に「腫瘍が認められるため」紹介状を発行した。

また、二〇二二年十二月二十

五日(日)には、東別院僧侶有志主催で避難したくてもできな

かった福島の子を招いた保養活動の取り組みに、甲状腺検診コーナーも設置。早川会員が協力し、二家族五人が検診を受けた。

長引く避難生活や福島での不安定な生活の影響で、健康や生活・就労・学業への不安を訴える人は多く、被災者支援センターでは、継続的な支援を続けていく。



高遠菜穂子氏(左)と小野万里子氏(右)

セイブ・イラクチルドレン・名古屋 イラク訪問報告会 20年の研修支援の成果を実感

二〇二二年十二月四日(日)、保険医協会伏見会議室でセイブ・イラクチルドレン・名古屋の報告会が行われ、会場とオンライン合わせて約五十人が参加した。

セイブ・イラクチルドレン・名古屋は、イラク人医師の研修を援助する医療支援を二〇〇三年からはじめ、これまで五十一人のイラク人医師を日本に招いた。反核医師の会もこれらの活動に協力し、今回の報告会の後援を行い、代表の中川武夫氏が挨拶を行った。

理事長の小野万里子氏は、新

型コロナウイルス流行で中断している医師研修を再開させるため、十月にイラクを訪問したことを報告。訪問の中で、これまで日本に招いたイラク人医師と再会し、視察ができたことで医療支援が着実に実っていることを実感できたと話した。例えば、

二〇一七年来日した心臓超音波検査の女性専門医のシェイマさんは、女性向けの心エコー診療所を開いていた。イラクなど保守的なアラブ諸国では、女性患者や家族が男性医師によるエコー検査を拒否し、病気の発見が遅れるケースが少なくない。シェイマさんは来日当初から「女性性が検査を受けやすい環境をつくりたい」と話し、研修中も決意を語っていた。

また、二〇〇四年に来日したアサードさんは、近々がん治療専門病院を開設するという。現在イラクには骨髄移植を受けられる病院はなく、移植が必要な場合は海外に渡航するしかない。



核兵器禁止条約の署名・批准を求め、名古屋・栄で街頭宣伝

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める愛知県民の会は、2022年10月29日、2023年1月22日の両日、名古屋・栄で街頭宣伝を行い、条約への参加を政府に迫ることの重要性を市民に訴えました。医師の会からは中川代表と能登世話人も参加し、スピーチしました。

政府に条約署名・批准求める署名109万人超を、外務省に提出(3月7日)

反核医師の会・愛知 抗議文

▼首相・防衛大臣宛に「人々の生活を蔑ろにし、核に繋がる戦争国家をめざす安保関連3文書改定に抗議する」を送付(二月六日)。

▼ロシア大統領宛に「戦術核配備に抗議し、撤回を求める」文書を送付(三月三十日)。

▼イギリス首相宛に「劣化ウラン弾供与に抗議し、撤回を求めます」の文書を送付(四月三日)。

● 会費納入のお願い ●

二〇二三年度の会費(五千円)の納入をお願い致します。
納入に際しましては、同封の郵便振替用紙をご利用頂るか、左記の銀行口座あてにお振り込みくださいますようお願い致します。

■「核戦争に反対する医師の会」

三菱UFJ銀行・八事支店(普)0108297

※二〇二二年年度の会費が未納の方には、振込用紙に二〇二二年度会費と記載させていただきましたのであわせてお振り込み願います。ご不明な点などございましたら、左記あてにお問い合わせ下さい。

☎ 052-832-1346